

亀山市告示第101号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、「関係図面」は、亀山市建設部用地管理室に備え置いて、告示の日から2週間縦覧に供する。

平成27年4月30日

亀山市長 櫻井 義之

第1

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線番号 21706
- 3 路線名 東御幸線
- 4 道路の区域

変更の区間	新旧別	延長 (メートル)	幅員 (メートル)	
			最小	最大
東御幸町字川原14 4番8地先から東御 幸町字川原188番 2地先まで	旧	7.20	最小	3.90
			最大	3.90
	新	7.20	最小	8.40
			最大	8.40

第2

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線番号 21706
- 3 路線名 東御幸線
- 4 道路の区域

変更の区間	新旧別	延長 (メートル)	幅員 (メートル)	
			最小	最大
東御幸町字川原14 4番10地先から東 御幸町字川原178 番1地先まで	旧	16.80	最小	3.90
			最大	6.00
	新	16.80	最小	8.40
			最大	10.40